

令和5年11月7日

一般社団法人余暇環境整備推進協議会
令和5年度秋季セミナーにおける補佐講話

本日、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の令和5年度秋季セミナーが、昨年に引き続き、会場で開催されましたことを、まずもって心からお慶び申し上げます。そして、皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日は、せつかくの機会ですので、ぱちんこ営業の健全化を推進する上で特に必要であると考えていることについて、何点かお話をさせていただきます。

1点目は、広告・宣伝の運用についてです。

広告・宣伝の取扱いに関しましては、昨年末に新たな警察庁通達を発出し、本年にはその趣旨を踏まえた広告宣伝ガイドラインが業界の自主的取組として策定されました。業界団体においては、ガイドラインの対象とする広告・宣伝の種類の追加等、ガイドラインの充実に向けた作業を進められていると承知しております。

一方、ガイドラインに違反するとして業界団体において是正勧告を行った広告・宣伝の実例や、ガイドラインを補足する通知文書やQ&Aを見ると、ガイドラインを理解していないと思われるものや、あえてガイドラインを潜脱する形で行っていると思われるものが見受けられます。このような状況が続けば、ガイドラインがより制約的なものとなり、広告・宣伝の選択肢が狭まることで、業界全体にとってマイナスになることも懸念されます。

また、最近では、SNS等を利用し、第三者の立場を装いホールの設定状況等を示唆する広告・宣伝が業界において問題になっていると承知しております。広告・宣伝であるにもかかわらず、広告であることを隠す、いわゆる「ステルスマーケティング」については、本年10月から景品表示法違反とされており、このような広告・宣伝は、風営適正法の観点からだけでなく、景品表示法の観点からも問題であると言えます。

引き続き、業界においては、警察庁通達やガイドラインの主旨を踏まえ、業界の広告・宣伝が世間に与えるイメージの観点から、どのような広告・宣伝が業界にとって中長期的にプラスになるのかを考えた上で、引き続き、広告・宣伝の健全化に向けた取組を推進していただくようお願いいたします。

2点目は、ぱちんこへののめり込み・依存防止対策についてです。

昨今、オンラインカジノを巡る問題が指摘されたり、大阪のIR区域整備計画が認定されたりする中において、ギャンブル等依存症に係る問題も取り沙汰されております。ぱちんこ営業は、これらのギャンブルとは異なるものではありませんが、業界においては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、のめり込み・依存防止対策を着実に推進していただいております。

そこで、基本計画に関し、具体的に何点かお話しします。

まず、アクセス制限に関する取組として、自己申告・家族申告プログラムの導入促進等についてです。

自己申告・家族申告プログラムについては、本年9月末現在で約6,000店舗で導入されていると承知しております。導入店舗数自体は着実に増加していますが、全体の導入率は伸び悩んでおり、また、都道府県ごとの導入率に大きな差があることも事実です。今後は、申告プログラムが導入されていることを前提として、その利用促進や利便性向上を図る必要があることを踏まえれば、そもそも申告プログラムの導入すらしていない店舗にあっては、のめり込み・依存防止対策に消極的であると解せざるを得ないことから、個別の店舗に対するもう一步踏み込んだ導入の働き掛けをお願いいたします。

また、既に一部のチェーン店においては、申告プログラムの一括申請を可能とする仕組みを導入しているところもあると承知しております。業界においては、このような先進的な取組を参考としつつ、申告プログラムの利用促進や利便性向上の観点から、インターネットを利用した申請の仕組み作りや、ユニットシステムを活用した申告プログラムの運用の働き掛け等の取組も検討するようお願いいたします。

次に、業界の取組に係る第三者機関の活用についてです。

ぱちんこののめり込み・依存防止対策について第三者の視点を取り入れることは、その実効性確保の観点から重要であります。これまでも、業界においては、パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議による評価・提言を踏まえ、取組の改善を図ってきたものと承知しておりますが、引き続き、評価・提言を真摯に受け止め、積極的に対応していただくようお願いいたします。また、一般社団法人遊技産業健全化推進機構によるのめり込み・依存防止対策の実施状況報告書においては、都道府県ごとに取組の実施状況を詳細に分析していることから、これを活用し、取組が不足している都道府県に対する働き掛けをしていくことが、業界全体の取組の底上げにつながると思われれます。引き続き、これらの第三者機関によるチェック機能を有効に活用し、ぱちんこへののめり込み・依存防止対策の改善をお願いいたします。

次に、のめり込み・依存防止対策に係る地域連携体制の構築についてです。

業界においては、自治体が主催する依存症対策に関する連携会議に積極的に

参画するだけでなく、関係機関による依存問題に関する広報啓発活動に積極的に協力しているものと承知しております。また、一部の県遊協やホール企業の取組として、関係機関に働き掛け、のめり込み・依存問題に関する知識を深めるべくセミナーを開催したり、のめり込み・依存問題に関する相談窓口が一覧できる広告物を作成してぱちんこ営業所で配布したりしている事例もあると承知しております。こうした事例を参考に、関係機関との円滑な連携を確保し、地域における連携の強化に努めるようお願いいたします。

以上、ぱちんこへののめり込み・依存問題について何点か申し上げましたが、この問題については、依然として多くの方の高い関心が集まっており、業界としての取組が注目されております。引き続き、社会の目を意識しつつ、ぱちんこへののめり込み・依存で困っている方やその御家族に寄り添えるよう、各種取組の推進・改善をお願いいたします。

3点目は、ぱちんこ営業に関する不正防止対策についてです。

遊技機の不正改造事犯や賞品買取事犯については、引き続き発生しております。これらの事犯は、型式試験による射幸性の適正管理を侵害する事犯であり、また、賭博との一線を画す上で根幹となる規制に違反する事犯であることは、繰り返し申し上げてきたところであります。警察として、これらの事犯に厳正に対処していく方針であることには変わりはありませんが、貴協議会におかれましても、今一度、全国の会員に対する各種指導の徹底に努めていただき、業界全体を挙げて、これらの事犯の絶無に向けて精力的に取り組まれることを期待しております。

このほか、悪質巧妙化している電子的な不正改造に対処するためには、ぱちんこ営業者と製造業者の垣根を取り払い、事案の情報共有を行った上で、効果的な施策を講ずることが重要であります。最近も、特定の機種について電子的な不正改造が行われた事案が複数確認されたと承知しておりますところ、このような事案に対してどのように対応するについては、業界全体の姿勢が問われることから、ぱちんこ営業者、製造業者及び販売会社が連携して必要な調査を行うなど、問題の把握・解消に努めるようお願いいたします。

この点、遊技産業健全化推進機構の活動は、業界の健全化に欠かせないものであります。機構は、活動開始以来、立入検査店舗数が本年9月末までに延べ約3万8,000店舗を超え、検査台数も約27万台を上回るなど、精力的に活動を続けています。警察としては、今後とも、機構と積極的に連携しつつ、不正改造事案に対しては、厳正な取締り等を推進していくこととしているところ、機構はこのような点も含め様々な面で業界の健全化に貢献していることから、引き続き、業界全体で機構の活動への協力・支援をお願いいたします。

4点目は、遊技機の流通における業務の健全化についてです。

遊技機の流通過程において型式の同一性が担保されるよう、中古遊技機については、中古機流通制度に基づく取組が実施され、新台設置や部品交換については、「製造業者遊技機流通健全化要綱」等に基づく制度の定着が進んでおります。一方で、遊技機の部品を正規の部品以外に無承認で変更する事案等が後を絶ちません。今一度、製造業者、販売業者等の遊技機の流通に携わる関係者においては、それぞれの場面で適切な点検確認等を実施していただき、部品取りを含む不正な行為が発生しないこと、そして、型式の同一性が保たれていることをしっかりと担保していただく必要があります。特に、製造業者等が作成する「保証書」については、製造業者等が、設置確認や点検確認をする前提のもと、遊技機の型式の同一性を疎明する書類として認められているものであり、万が一にも、これらの確認や保証書の作成が杜撰に行われ、遊技機の流通に関する制度が形骸化することがないように、今一度、遊技機の流通に携わる関係者におかれましては、これらの制度が設けられた趣旨に立ち返っていただき、なぜこれらの制度が設けられているのかを正しく理解した上で、取組を継続していただくようお願いいたします。

最後に、業界の社会的地位の向上のための取組についてです。

業界においては、社会貢献活動の一環として、防災や災害対応のための取組、社会福祉施設への支援、地域の清掃活動等の地域に根ざした活動を多岐に渡って展開しているものと承知しております。ぱちんこ営業が店舗性を有するものであることを踏まえれば、地域社会との関係を如何に構築していくかという視点は、業界の社会的地位の向上に重要であると考えておりますので、引き続きの活動を期待しております。この点、貴協議会においては、遊技機部材のリサイクルに対する理解促進に関して、業界をリードして御尽力されていると承知しておりますところ、このような環境に配慮した取組も社会的地位の向上の観点から重要であると考えております。

以上、ぱちんこ営業の健全化を推進する上で特に必要であると考えていることについてお話ししました。

この他にもトラック運転手の2024年問題や流通制度におけるペーパーレス化等、業界においては様々な課題が存在しているものと承知しております。世の中の変化に伴い、新たな課題が次々と出現し、業界の皆様方におかれましては、こうした課題への対応に苦慮されていることと思われまます。しかしながら、このような状況だからこそ、広く国民に憩いと潤いの場を提供するような、健全なレジャーとしてのぱちんこのあるべき姿を追及してほしいと思っております。

そのためにも、広告・宣伝の健全化やぱちんこへののめり込み・依存防止対策をはじめとする課題の一つ一つに真摯に向き合い、業界が一丸となって対応

していただくことを期待しております。この点、警察といたしましても、業界の意見や要望に真摯に耳を傾けながら、こうした課題の解消に向けた業界の取組をしっかりと支援していきたいと思っております。

結びに、貴協議会のますますの御発展と皆様方の御健勝、御多幸を祈念して、私の話を終わります。

警察庁生活安全局保安課
課長補佐 坂ノ上 圭佑